

令和7年3月25日

各都道府県剣道連盟
事務局 長 殿

公財 全日本剣道連盟 登録部長

六・七・八段審査における、高齢受審者（65歳以上）の修業年限短縮措置について

標記の件、3月6日の公益財団法人 全日本剣道連盟 第二回理事会にて称号・段級位審査規則の一部が改定され三道の高段位審査会の受審条件が緩和されておりますのでお知らせします。

記

1. 変更内容 審査日に65歳以上の者に限り、六段は、五段取得から2年(従来は5年)。七段は六段取得後3年(従来は6年)、八段は七段取得後5年(従来は10年)以上経過していれば、各都道府県の会長の許可により受審が可能となる。

※本優遇措置に関しての、特段の事由は称号・段級位審査細則第15条で特定していないので、各連盟の判断で積極的に活用願います。

2. 申請方法 特段の書式等は設けない。登録者管理システム上にて、特例を選択して申請することで対応する。
3. 適用審査会 本年4月1日以降に申込締め切りを迎える審査会から適用する。(居合道六・七段(茨城県)審査会以降)
4. 例 修業年限については、65歳になってからの修業年限ではなく、前段位取得日からの年数となる為、下記の通りとなる。

本年8月3日開催の剣道六段審査会(福岡県)を受審する場合
生年月日が、1960年8月3日以前で、令和5年8月31日までに剣道
五段の段位を授与されたものが対象となる。

本年8月30日開催の剣道七段審査会（宮城県）を受審する場合
生年月日が、1960年8月30日以前で、令和4年8月31日までに剣道六段の段位を授与されたものが対象となる。（2022年8月21日開催の六段審査会（新潟県）までに六段に合格しているもの）

本年8月9日開催の剣道八段審査会（愛知県）を受審する場合
生年月日が、1960年8月9日以前で、令和2年8月31日までに剣道七段の段位を授与されたものが対象となる。（2020年8月30日開催の七段審査会（福岡県）までに七段に合格しているもの）

※ 8月10日開催の剣道八段審査会（愛知県）については、生年月日が
1960年8月10日以前の者。

※ 2020年10月15日に実施した剣道七段審査会（兵庫県）の合格者も対象となる。

5. 問い合わせ 各都道府県剣道連盟からの質問は登録部まで

6. 別添 称号・段級位規則の新旧対照表

以上

剣道 称号・段級位審査規則(改定後)(令和7年4月1日付改定)

1. 高齢者(65歳以上)に対する修業年限の短縮規定を付加する改定

改正前	改定後																				
<p>公益財団法人全日本剣道連盟 剣道 称号・段級位審査規則</p> <p>第1条から第16条省略</p> <p>(受審資格)</p> <p>第 17 条 段位を受審しようとする者は、個人会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。</p> <p>1 初段 一級受有者で、満 13 歳以上の者</p> <p>2 二段 初段受有後 1 年以上修業した者</p> <p>3 三段 二段受有後 2 年以上修業した者</p> <p>4 四段 三段受有後 3 年以上修業した者</p> <p>5 五段 四段受有後 4 年以上修業した者</p> <p>6 六段 五段受有後 5 年以上修業した者</p> <p>7 七段 六段受有後 6 年以上修業した者</p> <p>8 八段 七段受有後 10 年以上修業し、かつ、満 46 歳以上の者</p> <p>② 次の各号のいずれかに該当し、地方代表団体会長が特段の事由があると認めて許可した者は、前項の規定にかかわらず当該段位を受審することができる。</p> <p>1 二段から五段までの受審を希望し、次の年齢に達した者</p> <table border="1" data-bbox="244 1675 646 1951"> <thead> <tr> <th>受審段位</th> <th>年 齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二 段</td> <td>35歳</td> </tr> <tr> <td>三 段</td> <td>40歳</td> </tr> <tr> <td>四 段</td> <td>45歳</td> </tr> <tr> <td>五 段</td> <td>50歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 初段から五段までの受審を希望し、次の修業</p>	受審段位	年 齢	二 段	35歳	三 段	40歳	四 段	45歳	五 段	50歳	<p>公益財団法人全日本剣道連盟 剣道 称号・段級位審査規則</p> <p>第1条から第16条省略</p> <p>(受審資格)</p> <p>第 17 条 段位を受審しようとする者は、個人会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。</p> <p>1 初段 一級受有者で、満 13 歳以上の者</p> <p>2 二段 初段受有後 1 年以上修業した者</p> <p>3 三段 二段受有後 2 年以上修業した者</p> <p>4 四段 三段受有後 3 年以上修業した者</p> <p>5 五段 四段受有後 4 年以上修業した者</p> <p>6 六段 五段受有後 5 年以上修業した者</p> <p>7 七段 六段受有後 6 年以上修業した者</p> <p>8 八段 七段受有後 10 年以上修業し、かつ、満 46 歳以上の者</p> <p>② 次の各号のいずれかに該当し、地方代表団体会長が特段の事由があると認めて許可した者は、前項の規定にかかわらず当該段位を受審することができる。</p> <p>1 二段から五段までの受審を希望し、次の年齢に達した者</p> <table border="1" data-bbox="928 1675 1331 1951"> <thead> <tr> <th>受審段位</th> <th>年 齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二 段</td> <td>35歳</td> </tr> <tr> <td>三 段</td> <td>40歳</td> </tr> <tr> <td>四 段</td> <td>45歳</td> </tr> <tr> <td>五 段</td> <td>50歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 初段から五段までの受審を希望し、次の修業</p>	受審段位	年 齢	二 段	35歳	三 段	40歳	四 段	45歳	五 段	50歳
受審段位	年 齢																				
二 段	35歳																				
三 段	40歳																				
四 段	45歳																				
五 段	50歳																				
受審段位	年 齢																				
二 段	35歳																				
三 段	40歳																				
四 段	45歳																				
五 段	50歳																				

年限を経て、特に優秀と認められる者

受審段位	修業年限
初 段	一級受有者
二 段	初段受有後3か月
三 段	二段受有後1年
四 段	三段受有後2年
五 段	四段受有後3年

第18条以下省略

附 則

- 1 本規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人全日本剣道連盟寄附行為に基づいて授与された称号又は段位については、本規則施行後においても効力を有するものとする。
- 3 本規則は、平成28年3月17日に一部改定し、平成28年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 4 本規則は、平成30年3月14日に一部改定し、平成30年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)

年限を経て、特に優秀と認められる者

受審段位	修業年限
初 段	一級受有者
二 段	初段受有後3か月
三 段	二段受有後1年
四 段	三段受有後2年
五 段	四段受有後3年

3 六段から八段までの受審を希望し、年齢 65 歳以上で、次の修業年限を経た者

受審段位	修業年限
六 段	五段受有後2年
七 段	六段受有後3年
八 段	七段受有後5年

第18条以下省略

附 則

- 1 本規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人全日本剣道連盟寄附行為に基づいて授与された称号又は段位については、本規則施行後においても効力を有するものとする。
- 3 本規則は、平成28年3月17日に一部改定し、平成28年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 4 本規則は、平成30年3月14日に一部改定し、平成30年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 5 本規則は、令和7年3月6日に一部改定し、令和7年4月1日に施行する。
(修業年限の改定)**